

令和 2 年 度

京 都 府 民 経 済 計 算



令和 5 年 4 月

京 都 府

は し か き

この報告書は、令和2年度の府民経済計算の推計結果をとりまとめたものです。

府民経済計算は、京都府における経済活動により生じる生産物の価値を生産・分配・支出の三面から総合的、体系的に把握し、これによって府経済の規模や成長率、産業構造等を明らかにしようとするものです。この報告書を各種行政施策の策定資料や地域経済の分析資料などに幅広く活用いただければ幸いです。

なお、推計に当たっては、内閣府から提示された「県民経済計算標準方式（2015年（平成27年）基準版）」及び「県民経済計算推計方法ガイドライン（2015年（平成27年）基準版）」に準拠していますが、今後より一層の検討を重ね、精度の向上や府民経済計算体系の整備などに努めたいと考えています。

終わりに、この推計に当たり貴重な資料を提供いただきました関係各位に対し厚くお礼申し上げます。

令和5年4月

京都府総合政策環境部企画統計課

利用上の留意事項

- 1 この報告書は、2008年国民経済計算体系（2008SNA）に基づき、内閣府が提示した「県民経済計算標準方式（2015年（平成27年）基準版）」及び「県民経済計算推計方法ガイドライン（2015年（平成27年）基準版）」に準拠して推計したものです。
- 2 数値は、在庫品評価調整後のものです。
- 3 この報告書では、特にことわりのない場合、経済活動別府内総生産の実質値及びデフレーターは、連鎖方式を用いて説明しています。
- 4 報告書中で用いた国民経済計算の計数は、原則として「2021年度（令和3年度）国民経済計算年次推計」によるものです。
- 5 この報告書では、府民経済計算の推計方法の部分的改定等を行い、平成23年度まで遡って一部数値を改定しています。このため、過去のデータについてもこの報告書に掲載している推計値をご利用ください。
- 6 令和元年度の府民経済計算より、平成27年基準改定による推計方法、概念、表章形式等を導入しており、それ以前との主な変更点は次のとおりです。
 - （1）デフレーターの基準年を、平成23年から平成27年に変更
 - （2）国民経済計算の平成27年基準改定に合わせて、以下3点を変更
 - ①平成27年（2015年）産業連関表で新たに反映された「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」を計上
 - ②2008SNA対応として「娯楽作品原本」の資本化
 - ③経済活動を適切に把握するための「住宅宿泊事業」の反映 などを実施
 - （3）2008SNAの準地域概念を導入し、一般政府を中央政府等（中央政府及び全国単位の社会保障基金並びにそれらの地域事業所）と地方政府等（地方政府及び地方単位の社会保障基金）に分け、中央政府等はどの地域にも属さない域外（準地域）に位置するとの扱いに変更
- 7 統計表中の計数は単位未満を四捨五入していますので、総数と内訳が一致しない場合があります。
- 8 統計表中の符号は次のとおりです。

0.0	………	単位未満
—	………	該当数値なし
△ 又は－	…	負数
…	………	統計項目のあり得ないもの

9 この報告についてのお問い合わせは、次のところへお願いします。

京都府総合政策環境部企画統計課情報分析係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

(電 話) (075)414-4483・4492 (直通)

(F A X) (075)414-4482

(E - m a i l) kikakutokei@pref.kyoto.lg.jp

目 次

第1章 令和2年度府民経済計算の概要

1 概況	7
(1) 日本経済	7
(2) 京都府経済	8
2 経済活動別府内総生産	8
3 府民所得の分配	11
4 府内総生産（支出側）	12

第2章 府民経済計算統計表

1 府内総生産勘定（生産側及び支出側）	
2 府民可処分所得と使用勘定	
3 域外勘定（経常取引）	
4 制度部門別所得支出勘定	
(1) 非金融法人企業	
(2) 金融機関	
(3) 一般政府（地方政府等）	
(4) 家計（個人企業を含む）	
(5) 対家計民間非営利団体	
5 主要系列表	
(1) 経済活動別府内総生産（名目）	
(2) 経済活動別府内総生産（実質：連鎖方式）	
(3) 経済活動別府内総生産（デフレーター：連鎖方式）	
(4) 府民所得及び府民可処分所得の分配	
(5) 府内総生産（支出側）（名目）	
(6) 府内総生産（支出側）（実質：連鎖方式）	
(7) 府内総生産（支出側）（デフレーター：連鎖方式）	
6 付表 経済活動別府内総生産及び要素所得	
7 関連指標	